



ちはやあかさか 議会だより

第 112 号

平成 27 年 5 月 1 日

発行 千早赤阪村議会

編集 議会広報編集委員会

〒585-8501

大阪府南河内郡

千早赤阪村大字水分 180 番地

TEL 0721 - 72 - 0081

FAX 0721 - 72 - 1880



新学期の始まり（千早小吹台小学校）

— 主な内容 —

定例会議決結果……………	2・3
全員協議会・視察研修……………	3
いっぱん質問……………	4～9
議会活動日誌……………	10
	ページ



楠木正成の
イメージキャラ
「まさしげくん」

(千早赤阪楠公史跡保存会提供)

3月定例会のあらまし

平成 27 年第 1 回（3 月）千早赤阪村議会定例会は 3 月 5 日に開会し、条例改正、平成 26 年度補正予算、監査委員の選任、平成 27 年度当初予算など計 27 議案が提案され、それぞれ可決、委員会付託しました。3 月 23 日の最終日では、委員会付託 24 件、追加議案 2 件を可決し、一般質問をもって 19 日間の定例会を閉会しました。

「議会だより」は、年 4 回（5 月、8 月、11 月、2 月）の発行です。（臨時号を除く）

3 月定例会議決結果

案 件 名	議決結果
・ 議案第 1 号 監査委員の選任について	即日原案同意 (全員)
・ 議案第 2 号 専決処分〔平成 26 年度千早赤阪村一般会計補正予算 (第 8 号)〕の承認を求めることについて	即日原案承認 (全員)
・ 議案第 3 号 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例制定について	原案可決 (賛成多数)
・ 議案第 4 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例について	〃 (〃)
・ 議案第 5 号 千早赤阪村子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例制定について	〃 (全員)
・ 議案第 6 号 千早赤阪村立幼稚園条例の改正について	〃
・ 議案第 7 号 千早赤阪村保育の実施に関する条例廃止について	〃
・ 議案第 8 号 千早赤阪村地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例制定について	〃
・ 議案第 9 号 千早赤阪村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について	〃
・ 議案第 10 号 千早赤阪村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	〃
・ 議案第 11 号 千早赤阪村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正について	〃
・ 議案第 12 号 千早赤阪村行政手続条例の改正について	〃
・ 議案第 13 号 千早赤阪村附属機関に関する条例の改正について	〃
・ 議案第 14 号 千早赤阪村一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の改正について	〃
・ 議案第 15 号 管理職手当に関する条例の改正について	〃
・ 議案第 16 号 千早赤阪村手数料条例の改正について	即日原案可決 (全員)
・ 議案第 17 号 千早赤阪村介護保険条例の改正について	原案可決 (賛成多数)
・ 議案第 18 号 平成 26 年度千早赤阪村一般会計補正予算 (第 9 号) について	原案可決 (全員)
・ 議案第 19 号 平成 26 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について	〃
・ 議案第 20 号 平成 26 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計補正予算 (第 1 号) について	〃
・ 議案第 21 号 平成 27 年度千早赤阪村一般会計予算について	原案可決 (賛成多数)
・ 議案第 22 号 平成 27 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算について	原案可決 (全員)

3月定例会議決結果

案件名	議決結果
・議案第23号 平成27年度千早赤阪村介護保険特別会計予算について	原案可決（全員）
・議案第24号 平成27年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決（賛成多数）
・議案第25号 平成27年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算について	原案可決（全員）
・議案第26号 平成27年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算について	〃
・議案第27号 平成27年度千早赤阪村水道事業会計予算について	〃
・議案第28号 千早赤阪村総合計画審議会条例の改正について	即日原案可決（全員）
・議案第29号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について	〃

全員協議会

2月16日開催

▼国民健康保険料について

平成27年度において、定住人口の促進及び住民負担の軽減のため、前年度繰越金、国民健康保険財政調整基金を活用し、保険料を引き下げる予定であることの説明がありました。

▼千早赤阪村総合交通計画の概要について

公共交通に対するニーズ等を把握し、今後の計画区域を検討していきます。また「パブリックコメント等を行い住民の意見を聴き、来年度実証運行に取り組んでいきます」と報告がありました。

▼大阪広域水道企業団との統合に向けた検討・協議の状況について

大阪広域水道企業団と共同で行っている水道事業の統合に向けての検討・協議において、先日、企業団首長会議で了承された統合素案（中間報告）の説明がありました。その中で経営シミュレーションにより、企業団と統合した場合の将来的な料金値上げに対する効果、統合を促進するための制度の創設について説明がありました。

今後は、統合素案（最終報告）により、統合について結論を出したいとのことでした。

3月17日開催

▼工事又は製造の請負契約報告書について

・平成26年度汚水管渠布設工事（その1）（下水道管）
 契約金額 1265万円
 契約者 村内業者

・平成26年人孔蓋取替工事（その1）
 契約金額 1078万円
 契約業者 村内業者

右記2件の報告があり、いずれも最低制限価格を事前に公表し指名競争入札で行われました。

▼金剛山ビジターセンター（仮称）について

交流人口の増加策を目的に行います。想定されている施設規模、現況の説明を受けました。今後「基本計画を策定し、進めていきます」と報告がありました。

議員視察研修

香川県三木町

「コミュニティバス」

三木町の面積は約76キロ平方メートル、人口は2万8500人で、隣接する高松市のベッタウンである。

町内の公共交通は、町北部を東西に走る、「ことでん長尾線」だけであったが、平成17年に町内の公共施設等を巡回する「コミュニティバス」の運行を開始した。

運行形態は5路線を35人乗りのバスと、9人乗りのハイエースで運行している。利用者数は当初1万1000人であったが年々増加し、26年度では2万人を超える見通しとのことである。

利用料金は1回100円で、年間収支は約750万円の赤字であるが、その1/2は国庫補助金で賄われている。本村も「地域公共交通」の検討を開始したところであり大変参考になった。



いっぱん質問



3月定例会では、6人の議員が一般質問を行いました。内容・レイアウトは、質問した議員の責任で作成したものです。



山形 研介 議員

問 農地バンク制度で貸借を

答 農地中間管理事業などで進める

問 平成21年農地法の一部改正により、農地の貸し借りについての制度が緩和されたが、一方、農業従事者の高齢化や農地の相続などで、管理できなくなる農地が急増し、耕作放棄地となっている。村として農地バンク制度の導入は。

答 現在、村独自の農地バンク制度のような貸借する事業は行っていないが、大阪府みどり公社が行う農地中間管理事業や大阪南農業協同組合の農地利用集積円滑化事業により、農地法によらない貸借を進めている。

問 農地中間管理事業とは。

答 農地中間管理機構（大阪府みどり公社）が、農用地等の貸付を希望する出し手から農地を借り受け、農業経営の効率化や規模拡大を希望する受け手に貸し付ける制度である。



問 事業実績は。

答 村での営農希望者登録は12名、貸付可能農地3筆約3000平方メートルで2筆約200平方メートルは府みどり公社の農地中間管理事業で貸借が成立し営農している。

要望 制度の情報とPRすることで村の遊休農地を安心した農地の貸し借りができるよう望む。

問 新しい公共交通のあり方について

答 今秋、実証運行を実施予定

問 千早赤阪村総合交通計画に関するパブリックコメントが行われ、地域公共交通に関し村の方向性が示されたが、計画では既存バス路線と接続させる形での交通網の構築などが提起されている。そこで、次の2点について伺う。

①常に検証に取り組む必要があると思うが。

②利用者の受益者負担は。

答 ①事業の推進にあつては、評価検証によって、常に事業のチェック体制を整えておくことが重要と考える。村民を主体とし、行政・事業者が協働した取り組みが大切であり、実態把握や評価を公正に行える仕組み作りを進める。

②一定額の負担を利用者にお願したいと考えている。他市町村の事例などを参考にすると共に、金剛バス運賃の役場から



(三木町コミュニティバス)

登山口間の一般乗車料金400円をベースに半額の200円とし、短区間は100円程度を見込んでいる。

要望 昨年12月議会で、基本方針目標について「わかりやすい、使いやすい、みんなで支える」と答弁をいただいたが、計画の遂行にあたっては住民目線に立ち実現に向け邁進をお願いしたい。



問

マイナンバー制度で住民票・印鑑証明書のコビニ交付を

答

今後の検討課題とする

清井浩議員

問 一、本年10月から住民に番号の通知が行われるが、村は住民に対して本制度の目的、リスクを避けるカードの管理の重要性等についてどのように周知するのか。

二、平成28年1月から「個人番号カード」の交付が始まるが、その事務対応はどうするのか。

三、個人番号カードの利用方法として、住民票や印鑑登録証明書の「コンビニ交付」などあるが、村はどのような利活用を行う予定か。

答 一、マイナンバー制度の周知については、内閣府から、解説などホームページに掲載し、ポスターの掲示などが行われている。また、コールセンターの拡充なども予定されており、村としてもホームページや広報紙により周知していく。

二、個人番号カード交付事務については、まだ不明な点があるので、今後詳細な事務内容が明らかになった時点で住民の皆様に迷惑がかからないように対応をしていく。

三、個人番号カードの利活用については今後の検討課題とする。

要望 住民票などのコンビニ交付について総務省が調査した結果によると、今後700弱の自治体（人口で国民の7割）が導入を予定している。自治体がコンビニ交付を実施する場合、システム構築費用の半額が国から補助される。村もこの制度を利用して住民の利便性に資するコンビニ交付について検討されたい。

マイナンバー制度とは
国民一人に一つの番号を付して複数の機関にある情報が同一人の情報であることを確認する制度。
年金、税などの手続きが簡素化され公的身分証明書として活用される。
オンライン取引にも利用できる。

都計法施行前後の比較

農地転用面積(m²/年)

施行前 10年間	18,691
施行後 19年間	4,703

建築件数(棟/年)

施行前 10年間	54.2
施行後 19年間	32.5

問

都市計画法の柔軟な運用を

答

柔軟な運用をめざして 関係機関と調整を進める

問 村は平成7年3月に都市計画法を導入した。そのうち市街化区域は村面積の3.5%で残り市街化調整区域に指定された。

調整区域では原則的に住宅等の建築が出来ないため、近年新築物件はほとんどなく、転入者増や企業進出が進んでいない。

村は過疎の公示を受け、新年度から自立に向けた取り組みを進める。

村長が所信表明されたところ「過疎脱却を目指すには、人口増加と税収UP」が不可欠である。そのためには調整区域でも住宅等が建てられる、都計法の柔軟な運用が求められる。

村は現行の都計法の運用をどう認識しているのか。

答 都計法は、秩序あるまちづくりを念頭においている。

都計区域に指定されたことにより、一定規模以上の開発には許可が必要となるが、調整区域においても、「区域内の住民

が利用する施設」「沿道サービス施設」「地区計画が定められた区域で、計画の内容に適合する施設」などのメニューがある。また、大阪府がやむを得ない開発として、20ケースの提案基準を定めている。

問 村として今後、開発が適する地域について調査し、新規事業者が出現した場合に現行法令において、円滑に対応できるような地域のゾーニングを検討していく。

答 都計法の運用について、村長の見解を聞く。

問 過去に行われた開発のケースでは、その調整に時間を要したが、新たな開発行為については事業者の要望にスピード感をもって対応していく。

都計法、農地法等の運用において、手続きの簡素化が図れないか、調整区域の開発メニューに村独自の例外が作れないか、などについて関係機関と協議しながら、村に適したまちづくりを進めていきたい。



問 子育て支援で人口増を

答 過疎事業の進捗・財政状況を見ながら検討

関 口 ほづみ 議 員

問 村の人口は減少し続け、1月末現在の人口は5735人となり、平成25年10月に6000人を切り2年以上経過している。

昨年村は過疎地域に指定され、今年は自立促進のための事業が本格的に実施される。村長は「国内で例のない過疎からの脱却」を目指している。掛け声に終わらせないために、若い世代の村外からの移住で給与所得者と出生数を増やすこと。また、もともと村に住んでいる人にも、子どもを産みやすい環境を整えることが、過疎から脱却できる要因だと考える。

①子ども医療費助成を高校卒業まで拡充し、府下最高の医療費助成を行うこと。

②「村独自の奨学金制度」を設け、学費負担を軽減するよう求める。

答 村子ども医療費助成は平成25年4月より中学校卒業まで所得制限なしで入・通院を助成している。

任意予防接種の幅広い助成や保育園・幼稚園の負担軽減を実施し子どもを安心して産み育てられるよう積極的に取り組んできた。子ども医療費助成の拡充については、今後の過疎事業の進捗状況や財政状況を見ながら検討すべき課題と考えている。

奨学金制度については国・府、民間など様々な制度を利用できることから、村独自の制度は考えていない。

問 大阪府は医療費助成を4月から就学前まで拡充することになった。それによる負担減で、高校まで拡充することは可能ではないか。

奨学金は府下18市町で実施しており、富田林市は高校生を対象に給付制度で実施している。方法はさまざまだが、せめて大学・専門学校生に貸与方式で検討していただきたい。

答 府の拡充分を差し引いても、高校卒業まで村

が拡充した場合、100万円前後の負担増となり、今後、財政状況を見ながら検討したい。また奨学金制度は民間制度を利用していただきたい。

要望 府下最高の医療費助成制度への拡充と奨学金制度の実施で、人口増につなげることを要望する。



(げんき保育園)

問 保育料納付の改善を

答 ゆうちょ銀行の口座振替を実施する



問 保育園の保育料は、現在直接役場に納付することになっている。

保育園を利用する家庭にとつて平日役場に納付するには、休暇を取るなどしなくてはならない。

平成27年度より、国保税の納付がコンビニ収納できるよう改善される。保育料についても、勤務地や役場就業時間外でも納付できるよう改善すべきだ。

答 現在保育料納付は、役場窓口と7つの金融機関窓口で納付することになっている。保護者の利便性を確保するため、4月からゆうちょ銀行による口座振替を実施することにした。62世帯中49世帯の申し込みがあり、今後は口座振替制度の周知につとめる。



浅野 利夫 議員

問 地方創生戦略の推進について

答 一流の村づくり実現に向けた、地方版総合戦略を検討していく

- 問 政府は昨年11月に成立した「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口減少の展望を示した「長期ビジョン」と地方創生のための今後5年間の「総合戦略」を同年12月27日に閣議決定した。さらに都道府県や市町村には2015年度に地域の実情を踏まえた「地方版総合戦略」の策定が努力義務として課されており、本村の平成26年度一般会計補正予算にも計上された。
- ① 「少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の集中是正」が目的である。地方創生のカギは、地方が自立につながるよう地域の資源を活かし、責任をもって戦略を推進できるか否かである。そこで5点について伺う。
- ① 「まち・ひと・しごと」を創生する戦略を立てるための人材確保について
- ② 周辺市町との連携のあり方は
- ③ 地方移住の推進は
- ④ 出産・育児、教育環境の整備について
- ⑤ 農林業の後継者不足や企業誘致への取り組みについて
- 答 ①については、本年4月から過疎対策や地方創生の取り組みを積極的に推進するため、企画部門や観光・農林業振興などを所管する「まちづくり課」を設置する。また職員体制の充実や国の人材支援制度、地域おこし協力隊の活用など適切な人材確保に努める。②は、これまでも6市町村による事務などの広域連携を積極的に取り組んでいる。今後とも近隣市町村との情報交換を進めていく。③は、国の交付金を活用し、空き家情報バンク利用促進事業や空き家購入者などへの補助を行い、村外からの定住促進に積極的に取り組む。④は学校の空調設備の整備や子育て環境の充実、新規就農者の定着支援、企業進出を進めるための開発候補地調査事業などを実施していく。

問 曇らないカーブミラーの設置を

今後、地方創生戦略を推進するにあたり、様々な観点から本村の課題に対応し、一流の村づくり実現に向けた地方版総合戦略を検討していく。

答 危険な交差点に予算の範囲内で鏡体を取り替える



問 カーブミラーは見通しの悪い交差点やカーブになっており、通行の安全性を確認するための補助施設として設置されている。特に夜間の冷え込みが厳しい朝方にはミラーが曇ったり、凍ったりして真っ白になり、全く役に立たない状況である。村内の道路はカーブも多く、高齢者のドライバーも多い。安全性の確保からも、現在のカーブミラーを「曇らないカーブミラー」に取り替えては

どうか。また、今後設置するカーブミラーは曇らないものを使用すべきであると考えがどうか。

答 村管理の道路反射鏡は405基、鏡面535面が設置されている。指摘のとおり、風当たりや設置角度、設置場所などにより、冬場の温度差が激しい時や湿度が高い時などには鏡部が曇る場合がある。消耗品のなものであるため、殆どが安価である防曇機能のない鏡体を使用してきた。

問 高齢者のドライバーも多くなり、一層の交通安全対策が求められるため、鏡体が曇ると危険を伴うような交差点には、更新時、優先的に防曇機能のある鏡体を検討する。

答 危険な交差点であっても、更新時でないと防曇機能のあるミラーと取り付け替えしないのか。

答 調査を行い、危険な交差点等については優先的に予算の範囲内で鏡体を取り替える。

問

イノシシ被害対策の強化を



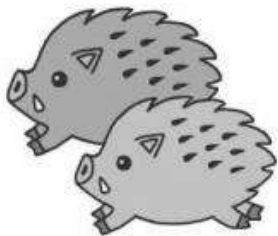
徳丸 幸夫 議員

答

引き続き被害対策をすすめる



(電気柵)



問 有害鳥獣、中でもイノシシの被害は、きわめて深刻だ。被害の実態について掌握しているか。狩猟免許を取得するのに、受験料などの負担がかかる。猟銃はもちろん箱ワナも、免許がいる。免許を取得するのに、数万円の費用がかかる。援助はできないのか。

答 免許を取得しても、猟友会への加入金、保険料などの負担もあり、利用しにくくなっている。免許取得者への援助はできないのか。被害を少なくするためには、電気柵、ワイヤーメッシュなど資材購入の増額が必要ではないか。

答 被害状況は、平成22年度の被害額が365万円をピークに23年度からは減少傾向にあるが、被害を実感していない人もいる。狩猟免許取得のための受験料、猟友会への加入金、保険料の援助について、新たに免許を取得した人が、すぐに有害鳥獣の捕獲から処理までできるのか疑問であり、猟友会が永続的に捕獲などを義務付けられることへの抵抗感が大きく、援助は考えていない。

しかし、有害鳥獣の駆除、捕獲には免許の取得者や猟友会の協力を得ることは不可欠であり今後も理解を求めていきたい。資材購入への補助金は27年度から従前より増やしていきたい。

問

空き家住宅の活用で人口増加を

答

改修経費や家賃補助の一部補助を検討する

問 村の人口は引き続き減少しており、村の人口の増加策は喫緊の課題だ。全国の空き家は、2013年には、住宅の1割超にあたる860万戸になっている。人が住まない家はどんどん老朽化し、近隣住民とのトラブルの原因にもなる。こうした問題に対処するため、全国で355自治体が「空き家条例」を設けている。

昨年成立した空き家対策特別措置法は、2月に施行され、5月から罰則規定が適用される。倒壊などの恐れのある「空き家」は強制撤去の対象になる。

日本共産党は、撤去は厳格にすることを指摘し、法改正での撤去後の土地の固定資産税が6倍になり、かえって撤去がすすまない理由にもなることから必要な軽減措置を求めている。また、空き家を活用する自治体を国あげてサポートする必要がある。

「空き家」活用の仕方は、「リフォームして貸す」「自治体に登録して空き家バンクとして移住者に格安で貸し出す」「建物を解体して駐車場などにする」などといったことが考えられる。次の点について聞く。

① 村内にある空き家戸数は、何戸か。

② 情報を発信するだけでなく、村内に転居する人への援助など、具体的な施策を検討が必要ではないか。

③ 必要なら「空き家条例」や「要綱」もつくり、具体化すべきだと思うがどうか。

答 ① 村内の空き家戸数は、把握していない。

② 4月以降、空き家情報バンク制度を創設するなど空き家の利活用に向けた取り組みを進める中、国等の動きを把握しながら、空き家の情報収集について検討したい。

③ 村内に定住する人への援助など具体的な施策及び要綱等の整備については、4月からの空き家の改修経費の一部補助や、家賃の一部補助をおこなう定住促進空き家活用補助金の交付要綱を創設し、定住促進を図る。



問 新庁舎の建設について村長の考えは

答 村民の安全・安心な生活を確保し、役場機能を集約する

田中 博治 議員

問 役場庁舎については、村庁舎建設検討委員会において検討中であり、建設場所の候補地として「くすのきホール」周辺が適しているとの結論に至っている。

くすのきホールは、老朽化により大改修が必要と聞いている。

新庁舎の建設と併せて検討する必要があると思うが、今後のあり方について村長の考えを伺う。

答 現庁舎は、耐震性の問題や急傾斜地崩壊区域に位置していることなど、大災害が発生した場合、危機管理対応を含め防災機能面において多くの課題を有していることから、一日でも早く、新庁舎の整備に着手する必要がある。

くすのきホールについては、大ホールの設備機器等の老朽化に伴い、大改修が必要である。

また、設備運営面でも利用率が極めて低く、大ホールを利用する際には、別途照明等の専門操作員が必要となるなど、非効率的な運営が目立つ

ており、費用対効果の面からも抜本的な見直しが必要と考えている。

これからの時代にマッチし、より多くの村民に親しんでいただける施設として、建て替えを視野に入れ検討をしていく。

新庁舎の建設については、本村の財政負担を極力抑制し、村民の安全・安心の確保、役場機能を集約化し、さらに生涯学習機能の充実を図るため、様々な工夫を凝らしながら今後、基本設計を行う。

問 村の財政運営について

答 過疎債等を有効活用し、安定的な財政運営に努める

問 村の27年度予算は、約56億円で、昨年度よりも18%の増加となっている。

新庁舎の建設や、金剛山ビクターセンターの建設をはじめ大規模な建設事業が始まり、まさに「過疎対策元年」である。

魅力あるまちづくりを行うために、今後、村の財政運営をどのように進めて行く覚悟なのか伺う。

答 平成27年度以降に

おいても、大規模な建設事業等の計画をしている

が、いくら過疎対策事業債が活用できるからといっても借金である。

村の財政を預かる立場としては、村民生活の安全・安心の確保、利便性の向上、事業の費用対効果を見極め、過疎債や補助金などの有効活用を図り、安定的な財政運営に努める。このため過疎対策事業についてもこうした観点から財政負担を次世代に残さないようにしてまちづくり事業実施に向けて進めていく覚悟である。

問 がん検診等費用の無料化は

答 無料化は府内町村では本村のみ

問 日本人のおよそ二人に一人ががんになり、三人に一人が命を落としていくといわれている。

現在は、診断と治療の進歩により、早期発見、早期治療が可能となってきた。

村での各種がん検診等の取り組みや、受診率アップのための無料化について考えを伺う。

答 検診費用の無料化を図ることにより、受診率向上につながり、がんの早期発見・早期治療、最終的には、がんによる死

亡者の減少が図られるものと考えている。

本村が行っている五種類のがん検診すべてを無料化し、無料化は府内町村では、本村のみとなっている。

がん検診無料化以外の取り組みとして、大腸がん・子宮がん検診に加え、乳がん検診も医療機関委託を開始し、受診しやすい体制づくりに努める。

また、それ以外にも、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルスク検診も無料化し村民の方の健康の保持・増進を図っていく。



(役場庁舎)

議会活動日誌



2月

- 2日・議会改革推進委員会
- 3日・大阪広域水道企業団 議会議員全員協議会
- 5日・奥河内観光写真コンクール表彰式
- 6日・国民健康保険運営協議会
- 6日・農業委員会
- 12日・南河内環境事業組合 議会定例会
- 13日・大阪広域水道企業団 議会議員全員協議会及び定例会
- 16日・全員協議会
- 18日・庁舎建設検討委員会
- 20日・子ども、子育て会議
- 20日・南河内人権啓発推進大会
- 22日・南河内地区農業委員講習会
- 24日・庁舎建設検討委員会
- 27日・定例監査
- 27日・議会運営委員会

3月

- 3日・大阪府町村議長会定期総会
- 5日・第1回議会定例会(初日)
- 9日・総務民生常任委員会
- 10日・総務民生常任委員会
- 10日・農業委員会
- 12日・文教建設常任委員会
- 13日・中学校卒業式
- 16日・文教建設常任委員会
- 17日・全員協議会
- 18日・議会改革推進委員会幹事長会議
- 18日・各小学校卒業式
- 20日・ごこせ幼稚園卒園式
- 20日・広報編集委員会
- 23日・議会運営委員会
- 23日・庁舎検討委員会
- 23日・第1回議会定例会(最終日)
- 24日・障がい福祉計画策定委員会
- 24日・第4回評議員会
- 25日・定例監査
- 30日・大阪広域水道企業団 議会議員全員協議会

4月

- 3日・大阪府議会議員選挙告示日
- 6日・各小学校入学式
- 6日・中学校入学式
- 7日・ごこせ幼稚園入園式
- 7日・議会改革推進委員会
- 9日・広報編集委員会
- 9日・大阪府議会議員選挙 投票日
- 12日・大阪府議会議員選挙 投票日
- 14日・広報編集委員会
- 15日・村遺族会慰霊祭
- 16日・村遺族会慰霊祭
- 20日・幹事長会議
- 23日・定例監査
- 25日・楠公祭



雑感



村の平成27年度予算をみると、約56億円で昨年度よりも18%の増加となっています。

その多くの要因は、昨年4月に国より過疎の指定を受け、過疎債等を活用した、新庁舎の整備をはじめ、(仮称)金剛山ビクターセンターの建設など大規模な事業が目白押しで、ほかに「プレミアム券」の発行や、人を呼ぶ対策として「住宅の借り上げ」などいろいろ考えられています。

しかし、過疎対策債といっても30%は借金として、返さなければならず効率的な活用を図りつつ、村民生活の安全・安心の確保、利便性の向上など、事業の費用対効果を見極め、過疎債や補助金などの有効活用を考えて、安定的な財政運営に努めなければなりません。

こうした観点から財政の負担を次世代に残さないようにしたいものです。

H・T